

# 山梨県公報

第二千七百二十七号

平成二十九年

九月四日

月 曜 日

## 目次

告示

- 家畜伝染病の発生……………六〇五
- 土地収用事業の認定……………六〇五
- 道路の供用開始……………六〇六
- 有害図書類の指定……………六〇七

公告

- 平成二十九年年度後期技能検定の実施……………六〇七

## 告示

### 山梨県告示第二五十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成二十九年九月四日

山梨県知事 後 藤 齋

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	一	韮崎市	平成二十九年八月二十四日

### 山梨県告示第二五十六号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成二十九年九月四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 起業者の名称 中央市

二 事業の種類 中央市役所敷地外駐車場整備事業

三 起業地 山梨県中央市白井阿原字高儘地内

1 収用の部分 山梨県中央市白井阿原字高儘地内

2 使用の部分 なし

四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件  
中央市役所敷地外駐車場整備事業(以下「本件事業」という。)は、中央市役所田富庁舎の統合庁舎整備に伴い不足する来庁者、公用車及び職員駐車場(以下「本件施設」という。)を整備する事業であることから、法第三十一条に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。  
2 法第二十条第二号要件  
起業者は、平成二十八年三月に「中央市庁舎整備基本計画」において中央市役所田富庁舎の統合庁舎整備についてその具体的な方針を定めている。

また、起業者は、平成二十九年当初予算において本件事業の用地費その他の経費について予算措置を講じており、また工事費については、同年度補正予算にて計上することを確約している。  
よって、これらのことから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。  
3 法第二十条第三号要件  
(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益  
起業者は、平成十八年二月に、旧玉穂町、旧田富町、旧豊富村が合併し誕生したものであるが、合併後の市役所庁舎について、当分の間は、それぞれの役場庁舎に本庁機能を分散する分庁制を採用し、新たな庁舎建設については、交通事情、市民の利便性等を考慮する中で新市の中心部に建設することとし、現在に至っている。

新たな庁舎建設については、起業者は、合併後からこれまでに、市民、学識経験者の検討結果も踏まえて検討を重ね、ワンストップサービスを提供できるように本庁機能を集約する統合庁舎を整備することとし、その統合庁舎を田富庁舎に整備することを決定した。

統合庁舎整備をする田富庁舎には、本庁機能を集約化することから来庁者及び勤務職員がこれまでより増大すること、また統合庁舎を整備するに当たっては、従前の駐車場用地の一部に増設庁舎を建設することから駐車スペースが減少する

ことになり、現状の田富・玉穂・豊富の三庁舎の来庁者の利用状況調査、公用車配備予定台数、統合整備後の田富庁舎の勤務職員数を勘案したところ、統合整備後の田富庁舎には、来庁者百五十台、公用車八十四台、職員用二百二十台の合計四百五十四台の駐車場が必要となるが、一方、統合整備後の田富庁舎の駐車可能台数は百九十四台であり、二百六十台の駐車場が不足することが見込まれる。

田富庁舎への交通手段について、路線バスについては一日片道四便の運行のみであること、電車については中央市内にJR身延線の東花輪駅及び小井川駅があるが、田富庁舎までそれぞれ二・一キロメートル及び一・六キロメートル離れていることから、田富庁舎への交通手段は、田富庁舎近傍の市民、職員を除き、自家用車に事実上限定される。

また、田富庁舎近辺の農地及び市街地には、二百二十台分の職員用通勤自家用車駐車のため職員個人が借りることのできる民間の貸駐車場が存在しない。

よって、統合整備後の田富庁舎に不足する二百六十台分の駐車場を確保しないと、来庁者に多大な不便を掛けることや、周辺道路の路上駐車を誘発し、交通事故発生危険性が高まること、また、職員の通勤手段がなくなり市役所業務に支障を来しかねないことから、本件施設の確保は、市役所の円滑な運営には必要不可欠なものである。

また、本件施設は、災害・有事の際の支援場及びイベントスペースとしての利用も計画されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益

本件事業の起業地には、文化財保護法及び絶滅のおそれのある野生動植物種の保存に関する法律により保護のための特別の措置を講ずべき埋蔵文化財包蔵地及び動植物が存在しない。

また、工事期間中における騒音・工事車両等の影響について、起業者は、騒音については、低騒音型重機を使用するとともに日曜日・祝日・夜間には工事を行わないように配慮し、工事車両については、危険箇所交通誘導員を配置し、市の専門交通指導員と連携を密に図り、通学時間中の工事車両の通行制限などの安全対策を図ることとしている。

(三) 代替案との比較

本件事業の施行位置については、必要面積の確保、田富庁舎からの距離、車両出入りの容易性・安全性、都市計画法・農業振興地域の整備に関する法律などの

関係法令との整合性、周辺土地への影響など、社会的、経済的な要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本件事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適切なものと認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件

(一) 本件事業を早期に施行する必要性

田富庁舎の統合庁舎整備は、中央市庁舎整備基本計画において、平成三十一年度の完成とし、平成三十一年度より統合整備庁舎の供用開始としている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、3(一)で述べたように、現状の田富・玉穂・豊富の三庁舎の来庁者の利用状況調査、公用車配備予定台数、統合整備後の田富庁舎の勤務職員数から必要駐車台数を算出し、また、本件施設の面積算出に当たっては、国土交通省の駐車場設計・施工指針等をもとに算出していることから、必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までのとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断することができる。

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 中央市役所庁舎整備室

山梨県告示第二百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十九年九月二十五日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十九年九月四日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延(メートル)長	供用開始の期日
県道	塩山勝沼線	甲州市塩山上於曾字塩山二〇三二番七地先から甲州市塩山上於曾字四反田一四五番一 địa先まで	三〇三・〇	平成二十九年九月四日

### 山梨県告示第二百五十八号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第四十三号)第五條第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、平成二十九年九月十一日から施行する。  
平成二十九年九月四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定する図書類(雑誌)の名称及び発行所

名 称	発 行 所
まんがどうかしてる悪人たちが壊れてる人目を背けた人たち	コアマガジン
山崎大紀の日本縦断!!!	インテルフィン
新ぶらりヌキの旅 vol.2	竹書房
いやらしはずかし。	宙あおぞら出版
Young Love Comic aya 8月号	秋水社
mini Berry vol.33	秋水社
petit プチロゼ Rose 2017 vol.27	秋水社

二 指定する理由 著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

月刊劇漫スベシヤル 2017 9月号

竹書房

## 公 告

### ● 平成二十九年後期技能検定の実施

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定により、技能検定の実施について次のとおり公告する。  
平成二十九年九月四日

山梨県知事 後 藤 齋

### 一 実施職種

1 特級 特級の検定職種のうち後期(平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。)に実施するものは、**铸造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造とする。**

2 一級及び二級 一級及び二級の検定職種のうち後期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
さく井	パーカッション式さく井施工法 ロータリー式さく井施工法	パーカッション式さく井工事作業 ロータリー式さく井工事作業
金型製作	プレス金型製作・金属プレス加工法	プレス金型製作作業

工場板金	機械板金加工法 数値制御タレットパンチプレス板金加工法	薄板ばね製造法	薄板ばね製造作業
金属ばね製造			
機械検査	なし	なし	
電気機器組立て	シーケンス制御法	シーケンス制御作業	
半導体製品製造	集積回路チップ製造法 集積回路組立て法	集積回路チップ製造作業 集積回路組立て作業	
プリント配線板製造	プリント配線板設計法 プリント配線板製造法	プリント配線板設計作業 プリント配線板製造作業	
時計修理	なし	なし	
空気圧装置組立て	なし	なし	
農業機械整備	なし	なし	
冷凍空気調和機器施工	なし	なし	
婦人子供服製造	婦人子供既製服製造法	婦人子供既製服縫製作業	
石材施工	石材加工法	石材加工作業	
パン製造	なし	なし	
建築大工	なし	なし	

かわらぶき	なし	なし
配管	建築配管施工法	建築配管作業
型枠施工	なし	なし
鉄筋施工	なし	鉄筋組立て作業
コンクリート圧送施工	なし	なし
防水施工	アスファルト防水施工法 合成ゴムシート防水施工法 塩化ビニルシート防水施工法	アスファルト防水工事作業 合成ゴムシート防水工事作業 塩化ビニルシート防水工事作業
機械・プラント製図	機械製図法	機械製図CAD作業
電気製図	なし	なし
塗装	鋼橋塗装法	鋼橋塗装作業

3 三級 三級の検定職種のうち後期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
機械加工	旋盤加工法	普通旋盤作業
機械検査	なし	なし
電子機器組立て	なし	なし

電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て法 シーケンス制御法	配電盤・制御盤組立て作業 シーケンス制御作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計法 プリント配線板製造法	プリント配線板設計作業 プリント配線板製造作業
時計修理	なし	なし
冷凍空気調和機器 施工	なし	なし
家具製作	なし	なし
プラスチック成形	射出成形法	射出成形作業
建築大工	なし	なし
配管	建築配管施工法	建築配管作業
型枠施工	なし	なし
鉄筋施工	なし	なし
テクニカルイラスト レーション	なし	テクニカルイラストレ ーションCAD作業
機械・プラント製 図	なし	機械製図CAD作業
電気製図	なし	なし
貴金属装身具製作	なし	なし

4 単一等級 単一等級の検定職種のうち後期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
電子回路接続	なし	なし
樹脂接着剤注入施 工	なし	なし

二 試験の方法 実技試験及び学科試験  
三 日程等

1 実技試験

- (一) 実施期日 平成二十九年十二月四日(月) から平成三十年二月十八日(日)までの間において、別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- (二) 実施場所 別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
- (三) 問題の公表 平成二十九年十一月二十七日(月) から山梨県職業能力開発協会(甲府市大津町二千百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内)において行う。ただし、一部の職種については、公表しない。

2 学科試験

- (一) 実施期日

職種	実施期日
1 一級及び二級 機械検査 服製造 配管 型枠施工	平成三十年二月二十一日(日)
2 三級 電気機器組立て 配管 型枠施工	
1 特級 鋳造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 光学機器製造 内燃機関組立て 空気圧装置組立て	平成三十年一月二十八日(日)

<p>1 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 紳士服製造 プラスチック成形 パン製造</p> <p>2 一級及び二級 さく井 金型製作 工場板金 時計修理 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 石材施工 パン製造 防水施工 機械・プラント製図</p> <p>3 三級 時計修理 冷凍空気調和機器施工 家具製作 機械・プラント製図 貴金属装身具製作</p>	<p>1 一級及び二級 金属ばね製造 半導体製品製造 プリント配線板製造 空気圧装置組立て 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 電気製図 塗装</p> <p>2 三級 機械加工 機械検査 電子機器組立て プリント配線板製造 プラスチック成形 建築大工 鉄筋施工 テクニカルイラストレーション 電気製図</p> <p>3 単一等級 電子回路接続 樹脂接着剤注入施工</p>
	<p>平成三十年二月四日(日)</p>

(二) 実施場所 甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター

四 受検申請の手続

1 提出書類

- (一) 技能検定受検申請書
  - (二) 次のいずれかの本人確認書類の写し
    - (1) 運転免許証又は個人番号カード（個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること。）
    - (2) 特別永住者証明書又は在留カード
    - (3) 健康保険被保険者証
    - (4) 生徒手帳又は学生証（氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）
    - (5) 外国政府が発行した旅券（写真欄及び日本国査証欄）
    - (6) その他日本の官公庁が発行した身分証明書（氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）
- 2 試験手数料
- (三) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
- (一) 実技試験

- (1) (2)から(4)までに掲げる者以外の者 一の検定職種につき一万七千九百円
- (2) 二級又は三級を受けようとする者であつて、平成二十九年四月一日において三十五歳未満のもの（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者並びに(3)及び(4)に掲げる者を除く。） 一の検定職種につき八千九百円
- (3) 二級又は三級を受けようとする在校生（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において職業訓練（省令第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練を除く。）を受けている者若しくは同法第二十五条の規定により設置される職業訓練施設において同法第二十四条第三項に規定する認定職業訓練（省令第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練を除く。）を受けている者（現に雇用されている者を除く。）又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第六十六条に規定する後期課程に限る。）、特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）、大学、高等専門学校若しくは同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校に在学する者をいう。(4)において同じ。)(4)に掲げる者を除く。）
  - 一の検定職種につき一万千九百円
  - 二級又は三級を受けようとする在校生であつて、平成二十九年四月一日において三十五歳未満のもの（出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。） 一の検定職種につき二千九百円
- (二) 学科試験 一の検定職種につき三百円
- 3 手数料の納付方法 実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。
- 4 受付期間 平成二十九年十月二日（月）から同月十三日（金）まで
- 5 提出先 甲府市大津町二千百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内山梨県職業能力開発協会（電話〇五五―二四三―四九一六）
- 6 その他
  - (一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（角形二号の封筒に、宛先を記入し、百二十円分の切手を

貼り付けたもの)を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書 在中」と朱書すること(受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける)。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

#### 五 合格発表等

1 合格者の発表及び通知 合格者については、平成三十年三月十六日(金)に県庁東側の掲示板に受検番号を掲示するとともに、山梨県のホームページ内に掲載する。なお、合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、山梨県職業能力開発協会から書面で通知する。

2 合格証書等の交付 特級、一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事名の合格証書を交付する。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章を交付する。

六 その他 技能検定について不明な点は、山梨県産業労働部産業人材育成課(電話〇五五―二三三―一五六六)又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番